

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(福岡市)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
福岡市	木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事の工程	柱、はり、筋かい等の接合部を覆う工事の工程
	S造 (RC造その他の構造と併用するS造を含む)	鉄骨の建方工事又は第1節の建方工事の工程	耐火被覆、内装、外装等の鉄骨の接合部を隠蔽する工事の工程
	RC SRC造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリート打設工事の工程
備考	・ 検査対象部分が複数の工区に分かれている場合は、工区ごとに中間検査を行います。		

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ・ ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(福岡市)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
福岡市	新築 増築 改築 移転 主要構造部(屋根及び階段を除く)の全部又は一部が木造である建築物で、かつ、新築住宅(専用住宅、兼用住宅、併用住宅、共同住宅、長屋住宅を含む)であるもの 主要構造部である柱及びはりが鉄骨造(RC造その他の構造と併用する鉄骨造を含む)の建築物で、当該部分が3以上の階数(地階を除く)を有し、かつ延べ面積が2000㎡未満のもの 主要構造部である柱及びはりRC造又はSRC造である建築物で、当該部分が3以上の階数を有し、かつ延べ面積が500㎡を超える共同住宅	・ 法6条の4第1項第一号又は第二号に掲げる建築物で住宅の用に供するもの ・ 法18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物 法第85条第1項に規定する応急仮設建築物(防火地域内に建築するものに限る)又は同条第5項に規定により建築の許可を受けた仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物 ・ 品確法第5条第1項の建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物 ・ 平13国交告1540に規定する枠組壁工法及び木質プレハブ工法、平14国交告411に規定する丸太組工法、平12建告2009に規定する免震建築物	H20.1.1～

※一の建築物における扱いとなります。

(同一敷地内に、中間検査対象建築物が複数棟存在する場合は、各棟ごとの特定工程において、検査をおこなうものとします。)

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。